中小企業の健全性支援マガジン (毎月1日発行)

**BUSINESS ONE POINT** 

# TFG ニュースレター

2019. 4 No. 332

健全性支援実績No1を目指す!

# Tax&Financial Group TENDED TO THE T

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本) e-mail info@tfg.gr.jp

#### 今月のコンテンツ

#### 「経営のお役立ち情報 ]

- I. 消費税率10%への引上げについて
- Ⅱ. プロパー融資を引き出すコツについて
- Ⅲ. 中小企業のためのオススメ助成金

#### [ 今月のトピックス ]

- ・財務省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

### I. 消費税率 10%への引上げについて

――軽減税率の導入及び請求書等保存方式の改正が特徴です!――

本年 10 月 1 日より、ついに消費税率が 10%に引上げられます。この消費税率 10%への引上げについては、2015 年(平成 27 年) 10 月から 2017 年(平成 29 年) 4 月への延期、2017 年(平成 29 年) 4 月から本年 10 月への延期を経たものですが、増大する社会保障コストや教育無償化の充実などの財源確保に対して待ったなしの状況からの判断であることが読み取れます。

#### ■軽減税率の導入

今回の消費税率引上げで、これまでの税率引上げと異なるところは、税率引上げに伴い軽減税率が導入されることで、消費税率が標準税率 10%と軽減税率 8%の複数税率制度となることです。また、事業者は複数税率制度により、消費税の申告や納税を行うために課税売上げ(主に売上の消費税)と課税仕入れ(仕入れや経費の消費税)について、日々の取引を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理処理、つまり、区分経理を行うことが必要となります。区分経理の必要性は、帳簿及び請求書等の保存方式の改正へと繋がります。

#### ■軽減税率が適用される対象品目

先ず、軽減税率が適用される対象品目ですが、飲食料品と新聞の二つに大別されます。一つ目の飲食料品とは食品表示法に規定する食品で、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。酒税法に規定する酒類や医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は対象の飲食料品に含まれません。また、外食やケータリング等は飲食のサービス提供に当たり、対象とはなりません。なお、おもちゃ付のお菓子のように飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている一体資産は、一定の要件を満たしているときに限って対象とな

ります。二つ目の新聞ですが、これは定期購読契約に基づいて 1 週間に 2 回以上発行される政治、経済、 社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものが対象となります。

なお、コンビニエンスストア等の新聞販売は定期購読契約に基づかないこと、電子版の新聞は電気通信 回線によるサービス提供であることから対象にはなりません。

#### ■請求書等の保存方式の改正

次に、帳簿及び請求書等の保存方式の内、今回は請求書等の保存方式について触れておきます。消費税額は売上の消費税から仕入れや経費の消費税を差し引いて計算しますが、仕入れや経費の消費税を差し引くことを仕入税額控除といいます。仕入税額控除の要件は帳簿及び請求書等の保存ですが、軽減税率導入により、日々の取引を税率の異なるごとに区分経理を行うことが必要となります。そこで請求書等の保存方式がこれに対応するため改正されます。

この改正は二段階に分けて行われ、2019 年(令和元年)10 月 1 日から 2023 年(令和5年)9 月 30 日までは区分記載請求書等保存方式となります。この請求書等の記載要件は、①発行者の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容、④軽減税率の対象品目である旨、⑤税率ごとに合計した対価の額(税込)、⑥受領者の氏名又は名称、です。なお、④、⑤に限り、請求書等に記載がない場合には、書類の交付を受けた事業者が自ら追記することが認められています。また、2023 年(令和5年)10 月 1 日以後は適格請求書等保存方式(インボイス方式)となります。この請求書等の記載要件は区分記載請求書の①から⑥の内、①が「発行者の氏名又は名称及び登録番号」、⑤が「税率ごとに合計した対価の額(税込又は税抜)及び適用税率」となり、これらに「税率ごとに合計した消費税額」が追加されます

そして、二つの方式の重要な相違点は、区分記載請求書等保存方式では免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができますが、適格請求書等保存方式ではできない(一定期間経過措置が置かれますが。)ことです。 適格請求書発行事業者は納税地を所轄する税務署長に申請して登録を受ける(番号を得る)ことが必要ですが、この事業者は課税事業者に限定されており、免税事業者は登録を受けられないことが関係しています。

以上、「消費税率 10%への引上げ」の特徴を記載しました。皆様方の今回の消費税改正について理解を 深められるきっかけとなれば幸いと存じます。

## Ⅱ.プロパー融資を引き出すコツについて

信用保証協会を挟まずに金融機関から貸し出しを受ける「プロパー融資」は、保証付きの融資「信用保証協会付き融資(マル保融資)」と比べて金利負担が軽くなることが多いため、経営者は可能な限り保証なしの貸し出しを受けたいと考えています。

プロパー融資を受けるコツは、①マル保融資とプロパー融資を併用してから交渉する、②担保を入れること

で無担保融資を引き出す、③短期融資(特にボーナス資金)から交渉するの3点です。銀行の事情や銀行員心理 を理解しながら、最大限にプロパー融資を引き出せるコツを掲載します。

#### ■マル保融資とプロパー融資の併用

中小企業庁は金融機関に対し、マル保融資を実行する際はプロパー融資の併用を推進するように1年ほど前から求めてきました。信用保証協会の保証数が増えると未回収の危険性が高まるため、そのリスクをある程度は金融機関に負担してもらうというのが狙いです。

昨年末に公表された 2018 年 4~9 月期も併用割合の実績を見ると、確実に二つの融資の併用は増えています。ある程度時間がかかるという予想もありましたが、予想以上のスピードで浸透していることになります。

また、地元の主要な金融機関の併用割合を押さえておくとより効果的です。経営者が金融機関の担当者と交渉する際、例えば「御行の」併用割合は51%なんですよね」と話をすると、プロパー融資も含めた融資として検討せざるを得なくなります。金融機関ごとの併用割合の確認方法は、まず金融庁ホームページの「金融機関情報」で地元の金融機関を把握し、次に中小企業庁のホームページの「金融機関別の保証実績」からその金融機関の実績値をダウンロードします。

なお、併用割合の状況は今後も公表されていくことが予想されます。そうなると金融機関としてはある 程度の実績を出さなければならず、マル保融資実行時のプロパー融資との併用はまだ増えていくと考えら れます。

#### ■担保提供が無担保融資獲得の秘訣

経営者が金融機関からお金を借りる際、一般的に「できるだけ無担保にしたい」と考えます。不動産にただ有利な融資を引き出すには、やはり担保を提供することが有利になることが多いことを認識しておきましょう。実際問題として、金融機関から上限なく無担保で借り続けられる企業はごくごく一部であり、多くの中小企業は担保がないと不利になりがちです。

例えば A 社は無担保で 2,500 万円を金融機関から借りているとします。一方 B 社は、7,500 万円の借り入れがありますが、その内 5,000 万円は不動産担保でカバーされているため、無担保融資は 2,500 万円です。A 社と B 社の業績に差はないものとします。このような A 社と B 社から、同時に 3,000 万円の新たな無担保融資の申し込みがあった場合、貸す側としてはどちらを選ぶでしょうか。

金融機関はこうした場合、B社に貸します。担保の提供はその金融機関がメイン行であることの証です。 また、万が一返せなくなれば資産を差し出すという覚悟の表れでもあります。そのため無担保部分の額は 同じでも、B社を支援したいと考えるのです。すなわち、不動産担保を入れるからこそ、無担保融資を拡 大させることができるのです。そもそも不動産を担保に入れるからといって、所有権が即金融機関に移転 するわけではありません。

#### ■ボーナス資金・納税資金での借入

経営者は自社のことであっても、「1年先がどうなるかさえ読めない時代に、5年後や10年後なんて分

かるはずない」といったように、将来的にどのような状態になるか分かりません。金融機関もいくら精 緻な事業計画を見せられたとしても、簡単には貸せないということが分かるはずです。

数百万円を5年間で返すというのであれば、融資してもらえる確率はあります。しかし金額や借入期間がこれ以上に多いと、融資を受けるのは難しくなります。すなわち、無担保融資を獲得したいのであれば、まずは短期融資から交渉すべきです。

短期融資は1年以内に返済するものなので、設備資金には向きません。最も適しているのがボーナス 資金や納税資金です。

ボーナス資金は年2回社員に支給するものですから、半年以内に全額返済が求められます。つまり、元利金を6回に分けての返済となりますから、金融機関にとって回収リスクが小さくなります。先々のことは見通せないと言っても、融資申込みの際に直近の試算表の業績を確認すれば、半年程度なら業績を予測することは可能です。

そのため中小企業は無担保でのプロパー融資を受ける第一歩として、短期融資でボーナス資金の申し 込みから入るのが王道です。短期融資のボーナス資金での借り入れと返済の実績を作ってから、長期で のプロパー融資を申し込むことが、より多くのプロパー融資を引き出すコツです。



# 財務省情報コーナー

#### ■国民負担率は相変わらずの高水準~財務省「消費税は微増」~

財務省は2月28日、2019年度の国民所得に占める税と社会保険負担の割合を示す「国民負担率」が、昨年度と横ばいの42.8%になるとの見通しを発表しました。17年度の42.9%に次ぐ高水準を見込んでいます。19年度の国民負担率をみると、国税が15.7%、地方税が9.7%で、国税と地方税を合わせた税負担率は25.4%、社会保障負担率が17.4%となります。財務省によると10月予定の消費税分が反映され、税の負担率は微増となる見込みです。19年度の国民所得(18年度に比べ10万6,000円増の423万9,000円)に対する財政赤字の割合は、前年度から0.2ポイント減の5.4%となる見通しで、19年度の国民負担率に財政赤字を加えた「潜在的な国民負担率」は、18年度実績見込みからは0.2ポイント減の48.2%となる見込みです。

## Ⅲ、中小企業のためのオススメ助成金

――両立支援等助成金について――

65 歳以上の高齢者人口の割合は、約3人に1人となっており、介護を必要とする世代が今後益々増加すると 予想されます。 そして、介護をする世代は、管理職や重要な業務に従事するといった会社の中核を担う立場の従業員も多く、 仕事との両立が困難となり退職を考えてしますケースも少なくありません。

今回紹介する助成金は、比較的中小高齢者が多い会社で介護離職防止に備えておくことを検討している会社に おすすめです。

この助成金は、仕事と介護の両立のための職場環境整備を実施した上で、要介護状態となった対象家族の介護のために一定以上の期間の介護休業を取得、または介護制度を利用した場合に助成されます。この回では介護休業利用時について紹介します。

対象となるのは雇用保険適用事業所の事業主です。対象従業員は、就業規則に規定する介護休業を同一の対象家族について連続2週間以上または合計14日以上取得し、介護休業を開始する日前および原職へ復帰後1カ月以上雇用保険の被保険者であることです。

助成額は、介護休業取得者1人当たり中小企業は57万円(生産性要件該当72万円)で、1企業当たり、有期契約従業員1人、正従業員(無期契約従業員)1人の合計2人までです。手続きの流れは次のとおりです。

#### ■事前準備

仕事と介護の両立のための職場環境を整備します。まず、厚労省が指定する所定の調査票を利用し、従業員の実態を把握するために「仕事と介護の両立実態把握アンケート」を実施します。調査対象は雇用保険被保険者全員です。回収率3割以上または回収数が100以上必要です。アンケート結果は指定された様式に集計します。

次に、自社の介護休業関係制度について、育児・介護休業法に基づいた規定であるかを確認し、改定が必要であれば整備します。そして、介護に直面する前の従業員への支援として、①人事労務担当者による社内研修を実施し、②従業員へ仕事と介護の両立支援制度の周知を行い、介護に直面した従業員への支援として、相談窓口を設置し周知します。研修資料等は厚労省が指定されたもの用いますので社内講師でも比較的容易に行えるようになっています。他にも研修の要件はありますので詳細は厚労省のIPで確認してください。

#### ■介護支援プランによる支援措置の規定準備

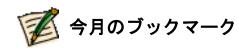
介護休業の取得、職場復帰および介護休業関係制度の利用時において介護支援プランにより会社が支援する 制度を介護休業規定等に規定し、従業員へ周知します。この規定改定は、対象従業員が介護休業を開始する日 より前に整備する必要があります。

#### ■介護休業の取得と職場復帰

対象家族が要介護状態となり介護休業を取得することになった場合には、休業の開始前までに、対象従業員とその上司または人事労務担当者と面談を実施し、対象従業員の介護支援プランを指定の様式により作成します。策定した介護プランにより、対象従業員の介護休業取得の前日までに業務の引継ぎを行います。対象となる介護休業期間は冒頭で説明したとおりで、連続2週間以上または合計14日以上です。介護休業終了後は、現職に復帰させ、復帰後1カ月以内に上司または人事労務担当者とフォロー面談を実施し記録をします。

#### ■支給申請の提出

対象従業員が、介護終了後1カ月経過したら、支給申請書、必要書類を本社管轄の労働局雇用環境課・均等部に提出します。必要書類には、研修資料やその実施の写真、従業員への周知の記録、対象介護休業者に係る記録等、比較的添付書類が多いので漏れがないよう留意が必要です。提出期限は、介護休業を復帰した日から1カ月経過日の翌日から2カ月以内です。



英国の EU 離脱が話題になっています。日本からは距離が遠いので、普段はあまり意識が向かない部分かもしれません。イギリスが EU から抜けることによる企業の撤退、あるいは進出などもありそうですので、現状の様子は見ておきたいところです。JETRO のホームページでは特集されていました。

「JETRO 英国の EU 離脱(ブレグジット)」

https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/

#### TFG共栄会·例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

● 日 時: 平成31年4月26日(金) 受付午後4時10分より

● 内容: (第一部) 研究部会・研修会午後5時00分より

テーマ 「吉野家の事業承継」 ~後継者に求められるもの~ - バトンを受取り、渡した両立場からの秘訣 -

> 講 師:株式会社 吉野家ホールディングス 会長 安部 修仁 氏

(第二部) 情報交換懇親会

午後7時00分より (午後8時30分終了予定)

※会場内での立食形式による交流会

● 会場:ヴィアーレ大阪 4Fヴィアーレホール (最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口 徒歩2分)

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**▼F**□では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・ 進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ!

\_\_\_\_ 起業・革新・ベンチャー支援 · · · **T** ≪ **F=ES**roup

TFG | 検索

■■■■■ 税 理 士 法 人 株式会社 東 亜 経 営 総 研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011大阪市西区阿波座1丁目4番4号 野村不動産四ツ橋ピル8F (06)6538-0872(代表) FAX(06)6538-0896 [URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

〒■ロニュース編集担当 岸本 圭祐